

株式分割のための基準日設定公告

平成 25 年 12 月 18 日

株主各位

札幌市北区北七条西一丁目 1 番地 2
株式会社北の達人コーポレーション
代表取締役社長 木下 勝寿

当社は、平成 26 年 1 月 2 日（木曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その所有する普通株式 1 株を 2 株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告いたします。

以上

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
事務取扱場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部